

千代田区の工事・業務委託契約や 指定管理施設で働く皆さんには

千代田区公契約条例の

賃金下限額

が適用 されています

区発注の工事や業務委託契約・指定管理施設に従事する方の適正な労働環境を確保し、公共サービスの質の確保・向上に資することを目的とした条例です。

工事や業務委託契約の受注者、指定管理者、千代田区のいずれかに申し出ることができます。申し出等をしたことを理由に、解雇・契約解除などの不利益な取り扱いを受けることはありません。

千代田区 公契約条例 とは

皆さんの 賃金を 確認して ください

賃金下限額 を下回って いたら

ご自身の1時間当たりの賃金と、職種や業務に応じた条例で定めた賃金下限額を比べてください。
賃金下限額は、千代田区ホームページに記載しています。

お問い合わせ

千代田区政策経営部契約課

〒102-8688
千代田区九段南1-2-1

電話 03-5211-4156

FAX 03-3221-7080

メール keiyaku@city.chiyoda.lg.jp

賃金下限額など詳しくは

千代田区公契約条例

で

検索



千代田区

1. 工事又は製造の請負契約に係る賃金下限額一覧(令和4年度)

(単位:円/1時間あたり)

職種	賃金下限額	職種	賃金下限額	職種	賃金下限額
特殊作業員	2,892	さく岩工	3,522	左官	3,162
普通作業員	2,509	トンネル特殊工	3,375	配管工	2,712
軽作業員	1,755	トンネル作業員	2,847	はつり工	2,880
造園工	2,475	トンネル世話役	3,803	防水工	3,409
法面工	3,162	橋りょう特殊工	3,420	板金工	3,274
とび工	3,139	橋りょう塗装工	3,510	タイル工	2,734
石工	3,072	橋りょう世話役	4,017	サッシ工	3,004
ブロック工	2,847	土木一般世話役	2,982	屋根ふき工	1,992
電工	3,004	高級船員	3,432	内装工	3,150
鉄筋工	3,162	普通船員	2,723	ガラス工	2,970
鉄骨工	2,892	潜水士	4,770	建具工	2,914
塗装工	3,409	潜水連絡員	3,409	ダクト工	2,678
溶接工	3,522	潜水送気員	3,319	保温工	2,599
運転手(特殊)	2,847	山林砂防工	3,027	建築ブロック工	2,802
運転手(一般)	2,374	軌道工	5,445	設備機械工	2,622
潜かん工	3,499	型わく工	2,993	交通誘導警備員A	1,845
潜かん世話役	4,152	大工	2,880	交通誘導警備員B	1,598

2. 業務委託、指定管理に係る賃金下限額一覧(令和4年度)

(単位:円/1時間あたり)

職種	賃金下限額	職種	賃金下限額	職種	賃金下限額
警備員	1,463	清掃員	1,122	栄養士	1,440
保全管理員	1,969	介護職	1,122	保健師・看護師	1,478

上記以外の職種	1,104
---------	-------

3. その他

皆様が安心して仕事ができるように、健康保険や労災保険など社会保険に加入しましょう。

●問い合わせ

千代田区 政策経営部 契約課 (〒102-8688 千代田区九段南1丁目2番1号)

電話 03-5211-4156

FAX 03-3221-7080

メール keiyaku@city.chiyoda.lg.jp